

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 910-8553

(ふりがな) ふくいしみゆき

住所 福井市御幸1丁目1番1号

(ふりがな) ふくいえふえむほうそうかぶしきがいしゃ

名称 福井エフエム放送株式会社

(ふりがな) ふなきゆきお

代表者 代表取締役社長 舟木幸雄

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14 頁表内		第 2 章 実現する放送／ 「地方ブロック向け放送」	<p>「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、既存の音声放送の実績やノウハウを最大限活用すべきであると考え。特に地方においては採算性や人的要因から放送事業者以外の制作能力が未成熟であり、放送事業者の自社制作比率が高いことを理由のひとつとしてあげるものである。</p> <p>今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディアの名のもと多彩なサービスを創造するためには、FM放送事業者がFM文字多重放送やFMケータイ等で取り組んできたデータ放送および放送通信融合に向けたノウハウの継承が可能な制度整備を希望するものである。</p>
23 頁～24 頁	21 行～13 行	第 3 章 周波数の割当て／ 3 新たな周波数割当て方法の検討／ (2) 「地方ブロック向け放送」の扱い	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送を現実のものとするための効率的な区分け（周波数の割当て）が必要ということは十分理解しており、また今後導入されるであろう「道州制」の区割り案とも密接に関係している問題であると認識している。しかしながら事業の採算性確保の為には、単なる地理的条件による区分けではなく、「地域経済」、「歴史文化」「人的交流圏域」などブロック内が有機的に結合している区分けを希望するものである。</p>
34 頁	5 行～10 行	第 4 章 制度のあり方／ 3 事業規律／ サイマル放送の扱い	<p>現在のアナログ音声放送は、地域住民の生活に密着し、地域文化の向上に寄与することを前提に、生放送の実施比率が極めて高い。</p> <p>一方でインターネットのポッドキャストによるダウンロード配信等の普及により、聴きたいコンテンツを聴きたいときに聴くという聴取習慣は着実に浸透してきている。</p> <p>「新規コンテンツの盛り込み」だけではなく、デジタル放送の大きなメリ</p>

			ットのひとつであるダウンロードサービス等の実施など「放送方法の工夫」も、事業者審査の中で評価を与えることを希望するものである。
--	--	--	---